

平成25年(第846号)

決 定

大阪府門真市新橋町12-18-207

原 告 戸 田 久 和

京都市東山区今熊野剣宮町

被 告 宮 井 将

上記当事者間の当庁平成25年(第846号)事件について、当裁判所は、民事訴訟法第18条に基づき、次のとおり決定する。

主 文

本件を大阪地方裁判所へ移送する。

平成25年7月19日

枚方簡易裁判所

裁判官 安 原 清 藏

これは謄本である

同日同庁裁判所書記官 高 田 俊 治

